

米国における業務継続計画（BCP）の制度化

大崎 貞和

要 約

1. 2004年4月7日、米国の証券取引委員会（SEC）は、証券会社に対して、緊急事態や業務の大規模な中断が生じた場合の対応策をまとめた業務継続計画（BCP）の作成を義務づけるニューヨーク証券取引所（NYSE）、全米証券業協会（NASD）による規則改正を承認した。
2. 米国では、2001年9月11日の同時多発テロや2003年8月14日の米国東部における大規模停電などの教訓から、BCPに対する関心が高まっている。
3. わが国においても、大規模地震等に備えたシステム面の対策については、以前から検討が進められてきた。これに対して、米国では、大規模地震のような甚大な影響の及ぶ事態よりも、特定の金融機関の業務だけがストップするという事態を想定した対応策が練られているようである。

I. BCPに関する規則の概要

2004年4月7日、米国の証券取引委員会（SEC）は、証券会社に対して、緊急事態や業務の大規模な中断が生じた場合の対応策をまとめた業務継続計画（Business Continuity Plan: BCP）の作成を義務づけるニューヨーク証券取引所（NYSE）及び全米証券業協会（NASD）による規則改正を承認した¹。

NYSE及びNASDの規則はいずれも、会員証券会社に対して、BCPを作成した上で、毎年、業務運営のあり方や組織、業務内容、場所などの変化に応じて必要な修正を加えるために、その見直しを行うよう求めている。BCPに盛り込まれる具体的な内容は、証券会社の規模や業務上のニーズに応じて異なるものとされるが、最低限、次のような事項が含まれるべきだとされている。

- (1) 帳簿や記録のバックアップ及びリカバリー（ハード・コピー及び電磁的な記録）
- (2) 業務遂行のために必要不可欠なシステムの特定とそれらのバックアップ
- (3) 財務上、オペレーション上のリスクに対する評価
- (4) 顧客と会社との間のコミュニケーションの代替手段
- (5) 会社と従業員との間のコミュニケーションの代替手段
- (6) 従業員が勤務できる代替的な場所
- (7) 取引関係先（business constituent）、銀行、直接の取引相手（counter-party）への影響
- (8) 規制上の報告
- (9) 規制当局とのコミュニケーション

なお、上の9つは、NYSE規則に定められた項目である。NASDの規則でも、ほぼ同じ表現が用いられているが、(6)の場所に関する

る規定を欠いており、最後に、「会員会社が業務を継続できないと判断した場合に、顧客が自らの資金や証券に速やかにアクセスできるよう如何なる措置を講じるか」という項目が加えられている点が異なっている。

いずれの規則においても、証券会社は、上級管理者の中から緊急時に NYSE もしくは NASD が連絡をとることのできる責任者を特定しておくことが求められている。

II. 規則採択の背景

1. 同時多発テロの教訓

これまでも、証券会社や銀行は、様々な緊急事態に備える危機管理の計画を独自に作成してきた。そうした中で、NYSE、NASD が、あえて会員証券会社に対して BCP の作成を義務づける規則を制定した背景には、ここ数年の米国における危機管理やコンティンジェンシー・プランの重要性に対する認識の高まりがある。

2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件は、ニューヨーク金融街の心臓部に位置する世界貿易センタービルを倒壊させ、金融・資本市場に大きな混乱をもたらした。米国株式市場の中心である NYSE は、通信網の乱れや会員証券会社の機能麻痺から取引を行うことができず、大恐慌時以来という4日連続の臨時休場に追い込まれた。

個別の金融機関も大きな被害を受けた。例えば、世界貿易センタービルに本社を置いていたキャンター・フィッツジェラルド・グループ（米国債のインター・ディーラー・ブローカーとして最大手）では、全役職員の3分の2にあたる658人が犠牲となった。そこまで多くの犠牲者を出さなかった金融機関でも、社屋が使用できなくなったために一時的にオフィスに移転させるといったケースが続出した。

米国では、1993年2月にも世界貿易セン

タービルで爆弾テロ事件が起きており、金融機関の間で、テロの可能性を念頭に置いた危機管理の必要性が認識されていなかったわけではない²。しかし、同時多発テロ事件は、従来想定されていたよりもはるかに広範な影響の及ぶ事態をも考慮に入れて新たに対応策を練り直す必要性を認識させた。また、事件後に NASD が行った会員証券会社を対象とする調査では、明確な BCP を有しない業者やデータのバックアップは行っていないメイン・センターと同じ場所にバックアップ・データを保管している業者が少なくないといった事実も明らかになってきた。

今回採択された規則は、以上のような背景から、同時多発テロ事件一周年を控えた2002年8月30日に提案されたものである。

もちろん、金融機関が直面する緊急事態はテロばかりではない。ハリケーンや地震（米国の場合、とりわけ西海岸では差し迫った危険である）といった自然災害に加えて、停電や交通網の混乱といった事故が大きな問題を引き起こす可能性もある。

金融機関の危機管理として、最も重視されてきたのは、コンピュータ・ネットワークの一時的な停止やデータの喪失といった事態に備えるバックアップの必要性である。現代の金融ビジネスはコンピュータ・システムに依存する度合いが非常に大きい。このため、早くから、多くの金融機関で、常に主要なデータのコピーを作成しておくことやコンピュータ・センターを複数設けて、メイン・センターが停止した場合に別のセンターを速やかに起動させるといった対策が講じられてきた³。

今回の規則でも、コンピュータ・システムの問題には力点が置かれているが、それだけに止まることなく、従業員の勤務場所や会社とのコミュニケーションの確保といった、コンピュータには直接関わらない観点も盛り込まれている。こうした事柄の重要性は、2003年8月14日に発生したニューヨークを

含む米国東部の大規模停電によっても、改めて認識されるようになった。

2. 市場運営者に関する声明

同時多発テロ事件後、NYSE の取引再開までに長時間を要したが、その主たる要因は、発注に係わる機材や従業員の確保など、会員証券会社側の対応が追いつかなかったことにある。とはいえ、取引所のシステム・ダウンなど、もっぱら市場側の要因で、取引が長時間にわたって中断するという事態も十分に想定される。そこで SEC は、2003 年 9 月 25 日、証券取引所、ナスダック市場、電子証券取引ネットワーク (ECN) などの市場運営者に対して、BCP の策定を求める声明を発表した。

この声明で SEC は、市場運営者が BCP の策定にあたって、次のような点に留意するよう求めた。

- (1) 遅くとも、大規模な業務中断が発生した翌営業日には取引が再開できるような BCP を策定すること。
- (2) プランの内容には、取引対象となっている証券を取引する他の市場がどの程度存在するか、取引シェアはどのくらいか、当該市場以外の取引に参加していない参加者はどのくらいか、といったことが反映されていなければならない。
- (3) 翌営業日に取引を再開するためには、バック・アップ・サイトが地理的に離れていなければならない、とりわけ交通、通信、水道、電気などの供給源がメイン・サイトとは別になっていなければならない。
- (4) 統合気配システムや統合テープのような市場の取引に特に重要な情報システムが直ちに復旧できるようになっていなければならない。
- (5) 大規模な業務中断からの復旧が可能か

どうかをテストによって確認しなければならない。

- (6) BCP の策定は速やかに行い、遅くとも 2004 年末までに完了するよう努めなければならない。

この SEC による市場運営者に向けられた声明と NYSE、NASD の会員証券会社に対する規則に基づいて、米国証券市場における危機管理の根幹をなす BCP の整備が、規制上の要請として進められることになった。

III. BCP の現状とわが国への示唆

わが国においても、金融機関にとってのコンピュータ・システム対策を中心とした危機管理の重要性は、早くから指摘されてきた。とりわけ、1984 年 11 月に起きた世田谷電話局付近でのケーブル火災で、三菱銀行 (当時) のオンライン・ネットワークが全国規模でストップしたことは、バックアップ・システムの重要性を強く印象づけた。

また、わが国は地震国でもある。1995 年 1 月に発生した阪神大震災は、記憶に新しい。東海地震や東南海地震の可能性が警告されているほか、東京での直下型地震の危険性も指摘されている。関東地方での地震に備えて、関西地方にバックアップ・センターを設けるといった対応がとられているケースもある。

規制という面では、例えば、証券会社の場合、金融庁の検査マニュアルにおいて、コンピュータ・システムのダウンや誤作動、システムの不備、不正利用などによって生じる問題への対処が求められ、具体的なチェック項目が掲げられている。

検査マニュアルでは、システム対応のチェックにあたっては、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであればよいとして画一的な規制に陥らないよう留意すべきとの考え方が強調されている。米国においても、全ての証券会社が対象となる NYSE、

NASD の規則は、市場運営者に向けられた声明に比べて内容が大まかで具体性に乏しいものとなっており、より公益性の高い市場運営者には対応の強化を求める一方、証券会社に関しては、各社の実情に合わせた対応を許容しようとする姿勢が伺える。

金融機関の現場からも、「全ての市場参加者の機能がストップするような大規模な事態ならばかえって復旧に時間をかけることも可能であり、自社だけがストップした際にいかに迅速に復旧できるかが重要だ」という現実的な声が聞かれた⁴。

危機管理の重要性は当然のことだが、あらゆる事態を想定したプランの作成は不可能であり、また、無限にコストを投じられるわけでもない。米国で BCP の作成義務が規則化されたと言っても、それほど広範で詳細な対応が求められているわけではなさそうである。わが国においても、引き続き、各社の実情に合わせた柔軟な規制を維持していくことが望ましいのではなかろうか。

¹ NYSE 規則 446、NASD 規則 3510、3520。

² 2004 年 2 月の米国でのヒアリング調査による。

³ だからこそ同時多発テロ事件による混乱もある程度まで抑えられたとみることもできる。役職員の 3 分の 2 を失ったキャンターですら、事件発生から 47 時間後には電子取引システムの再開にこぎ着けたのである。

⁴ 2004 年 2 月の米国でのヒアリング調査による。